

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッションの実施に向けた進捗状況について

令和5年10月11日
交通政策課

平成30年7月から開始した鳥取砂丘コナン空港第1期コンセッションが令和9年3月末に事業終了を迎えるにあたり、鳥取県（以下「本県」）は、引き続き「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」に基づき、公共施設等運営権（コンセッション）制度を活用した民間主体の一体的かつ機動的な空港運営を実現するため、第2期コンセッション（以下「第2期事業」）の実施に向けた検討を進めています。

第2期事業では公募によって運営権者を選定するため、民間事業者の応募意欲が高まる事業スキームを構築する必要があることから、第2期事業の事業スキームの検討に民間事業者の意見を反映させることを目的として、実施方針策定前の令和5年秋頃に実施方針（案）（事業スキーム等基本的な考え方）を公表した上で、民間事業者の意見を聴取するマーケット・サウンディング（以下「MS」）を実施します。

1 第2期事業の実施に向けた進捗状況

MSの実施に向け、現運営権者である鳥取空港ビル（株）を対象とした財務・税務・法務・不動産デューディリジェンス（資産評価）や、事業スキームの検討を実施しています。

2 想定する事業スキーム（案）

（1）運営対象施設（下線：第2期事業から追加となるもの）

空港基本施設等（滑走路端安全区域を含む）、空港航空保安施設等、旅客ビル施設（国内線ターミナルビル及び国際会館）、貨物ビル施設、駐車場施設、構内道路、低層風情報システム、空港展望所、イメージアップ象形物等（ようこそ鳥取へ）、滑走路西側集団移転元地、空港用地（国有地を除く）等

（2）事業期間

令和9年4月～令和29年3月（20年間）+ α ※1

※1 本県と運営権者が合意した場合に限り、本県が予め定める範囲内で事業期間の延長を認める想定である。

（3）事業方式

- 公募によって選定された民間事業者（優先交渉権者）が設立する特別目的会社（SPC）が国内線ターミナルビル等を所有する鳥取空港ビル（株）の株式を取得（本県保有株式を含む）
- 本県は運営権者となるSPCと実施契約を締結

（4）運営権者に対する財政支援

- 鳥取空港の運営等に要する費用の一部を運営交付金として、本県が運営権者に対して負担する。
- 各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回った場合に、この程度に応じて本県の負担を調整できる仕組みを検討している。
- 空港脱炭素化を促進させる観点から、グリーン電力（再生可能エネルギー源から生成される電力）の新たな発電設備の設置・運転に係る運営権者の費用負担に関して、本県がこの一部を負担する仕組みを検討している。

3 MSの概要

（1）目的

民間活用によるさらなる空港運営の効率化、空港の利用促進及び空港を拠点とした賑わいの創出の実現のため、第2期事業の望ましい事業スキームに関して幅広く民間事業者の意見を聴取することを目的として実施する。

（2）実施期間

令和5年11月頃～令和6年2月頃（予定）

（3）実施方法

本県ホームページにおいて、実施方針（案）を公表した上で、MSの実施を告知する。MSへの参加を希望する民間事業者には、この他情報開示資料を貸与し、アンケート形式及び対面形式によって意見を聴取する。

（4）民間事業者の意見を聴取する項目の例

- 事業スキームに関すること（事業期間、対象施設、事業範囲、運営権者に対する財政支援、リスク分担等）
- 参画に係る意向に関すること（参画形態、参画意欲・関心度等）

4 第2期事業開始までのスケジュール（予定）

年度	主な内容
令和5年度	● 実施方針（案）の公表、マーケット・サウンディング（MS）（秋期～冬期） ● 鳥取空港ビル（株）の株式譲渡予約契約締結（冬期） ● 鳥取空港設置・管理条例の改正（実施方針関連）に係る議会への附議（2月議会）
令和6年度	● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期）
令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、SPC設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（2月議会）
令和8年度	● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間）
令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）